大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年８月29日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

大東市新田境町30番１ほか

ホームセンターコーナン大東新田店

２　法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定による公告をした日

平成31年４月12日（平成31年大阪府告示第759号）

３　大東市の意見の概要

(1)　駐車場出入口において、交通整理員の常時配置により、住民及び歩行者等の安全確保及び来店車両の適切な誘導に努めること。

(2)　青少年の非行防止及び防犯面の観点から、照明及び防犯カメラ等を設置すること。

(3)　周辺の街並みとの調和及び光害等により周辺の生活環境に悪影響を与えることがないよう配慮するとともに、苦情等へは、誠意をもっ

て対応すること。

(4)　地域のまちづくり活動に積極的に参加及び協力する等地域貢献に努めること。

(5)　周辺道路における迷惑駐車や渋滞が発生した場合は、必要な対策を講じること。

　(6)　騒音規制法に基づく特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設に該当する場合は、必要な手続を行うこと。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和元年８月29日から同年９月30日まで

　(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

大東市谷川一丁目１番１号

大東市政策推進部産業振興課